

◎発議第 1 号 白老町議会委員会条例の一部を改正する条例の
制定について

○議長（山本浩平君） 日程第 14、発議第 1 号 白老町議会委員会条例の一部を改正する条例
の制定についてを議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

議会運営委員会大淵紀夫委員長。

〔議会運営委員会委員長 大淵紀夫君登壇〕

○議会運営委員会委員長（大淵紀夫君） 発議第 1 号。

平成 25 年 3 月 25 日。

白老町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 109 条第 6 項及び白老
町議会会議規則（平成 20 年議会規則第 2 号）第 8 条第 3 項の規定により提出します。

発議 1 - 2 をお開きください。白老町議会委員会条例の一部を改正する条例。

白老町議会委員会条例（平成 20 年条例第 50 号）の一部を次のように改正する。

改正文については朗読を省略させていただきます。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

発議 1 - 3、議案説明でございます。地方自治法の一部改正（平成 24 年法律第 72 号）によ
り、地方公共団体の議会の委員会に関する規定が統合・簡素化され、委員の選任等に関する事
項が条例に委任されたことから、関係条文を整備するため、本条例の一部を改正するものであ
ります。

次に新旧対照表でご説明をしたいと思いますので、新旧対照表をご覧ください。左の欄が改
正前、右が改正後でございます。改正箇所はアンダーラインの部分であります。

第 2 条の 2、常任委員の任期について、法律規定ではなくなったことから、条例に規定する
ものです。

次に、第 3 条に第 3 項を追加し、議会運営委員の任期を規定するものです。

次に、第 4 条に第 3 項を追加し、特別委員の任期を規定するものです。

次に、第 6 条第 1 項に法律規定であった、議員は少なくとも一つの常任委員となるものとす
ることを規定するものであります。

以上、よろしくご審議をいただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

白老町議会委員会条例新旧対照表

改正前	改正後
-----	-----

<p>(議会運営委員会の設置)</p> <p>第3条 議会に議会運営委員会を置く。</p>	<p>(常任委員の任期)</p> <p><u>第2条の2 常任委員は、議員の任期中在任する。</u></p> <p>(議会運営委員会の設置)</p> <p>第3条 議会に議会運営委員会を置く。</p>
<p>2 議会運営委員会の委員の定数は、7人とする。</p> <p>(特別委員会の設置)</p> <p>第4条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。</p> <p>2 特別委員会の委員の定数は、議会の議決で定める。</p>	<p>2 議会運営委員会の委員の定数は、7人とする。</p> <p><u>3 議会運営委員の任期については、前条の規定を準用する。</u></p> <p>(特別委員会の設置)</p> <p>第4条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。</p> <p>2 特別委員会の委員の定数は、議会の議決で定める。</p> <p><u>3 特別委員は、委員会に付議された事件が審議されている間在任する。</u></p>
<p>(委員の選任)</p> <p>第6条 常任委員、議会運営委員及び特別委員(以下「委員」という。)は、議長が会議に諮って指名する。ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。</p> <p>2 議長は、常任委員の申出があるときは、会議に諮って当該委員の委員会の所属を変更することができる。ただし、閉会中においては、議長が変更することができる。</p>	<p>(委員の選任)</p> <p><u>第6条 議員は少なくとも一の常任委員となるものとする。</u></p> <p><u>2 常任委員、議会運営委員及び特別委員(以下「委員」という。)は、議長が会議に諮って指名する。ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。</u></p> <p><u>3 議長は、常任委員の申出があるときは、会議に諮って当該委員の委員会の所属を変更することができる。ただし、閉会中においては、議長が変更することができる。</u></p>

○議長(山本浩平君) ただいま提出者から説明がありました。本案に対する質疑を許しません。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山本浩平君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山本浩平君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第1号 白老町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。